

平成27年度から65歳以上の方の 介護保険料が変わります

介護保険は3年ごとに事業計画の見直しを行っており、平成27年度から介護保険料が改定されます。

介護が必要な高齢者の増加などにより介護サービス費用も増加していることもあって、保険料基準月額が引き上げになりますが、高齢者が安心して介護サービスを利用できるようにご理解とご協力をお願いします。

<改定による変更点>

- ・所得段階がこれまでの6段階から9段階になりました。
 - ・保険料基準月額が5,900円から6,000円となり、各所得段階ごとの保険料額が変わりました。
- 市の65歳以上の方の介護保険料（平成27～28年度）は次のとおりです。

対 象 者			平成27～28年度の保険料		
世帯の課税状況	本人の課税状況	本人の年金収入 + 所得金額の合計	所得段階	月額(円)	年額(円)
生活保護受給者等			第1段階	2,700	32,400
非課税	非課税	80万円以下	第2段階	4,500	54,000
		80万円超120万円以下	第3段階	4,500	54,000
		120万円超	第4段階	5,400	64,800
課 税	非課税	80万円以下	第5段階	6,000	72,000
		80万円超	第6段階	7,200	86,400
	課 税	120万円未満	第7段階	7,800	93,600
		120万円以上190万円未満	第8段階	9,000	108,000
		190万円以上290万円未満	第9段階	10,200	122,400
		290万円以上			

※「世帯の課税状況」とは、世帯に住民税が課税されている方がいるかどうかで判断します。

※第2段階と第3段階は平成27～28年度は同額となりますが、平成29年度には公費負担軽減策により第1段階から第3段階まで変更が予定されています。

なお、平成27年度の保険料は7月に確定し、通知書が送付されますので、そちらをご覧になり年間の保険料や納付方法を確認してください。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線231・235）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

■保険料の決まり方（年額）

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 (限度額57万円)
40,514円		基礎控除後の所得(※)×7.41%		

(※) 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

■保険料の軽減措置について

平成27年度の保険料軽減措置は、**2割、5割軽減の判定基準を拡大して**引き続き実施されます。

○均等割額の軽減

- ・同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり変更となりました。

世 帯 の 所 得 額 の 合 計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9 割
33万円以下	8.5割
33万円+(26万円×被保険者の数)以下 ※26年度までは、33万円+(24万5千円×被保険者の数)以下	5 割
33万円+(47万円×被保険者の数)以下 ※26年度までは、33万円+(45万円×被保険者の数)以下	2 割

○所得割額の軽減

- ・被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

○被用者保険(※)の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

(※)被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

【問い合わせ先】 青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821

未支給年金の手続きはお済みですか？

年金情報

未支給年金の請求と死亡届

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、届出が必要です。

年金を受けている方が亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が請求して受け取ることができます。また、生計を同じくしていた遺族がいない場合は死亡届のみ提出となります。まだ請求されていない方は日本年金機構から、お知らせが届いていると思いますので、持参の上、早めに手続きをされますようお願いいたします。この届出が遅れると、後で年金の返納が発生する場合があります。



未支給年金を請求できる方

亡くなった方と生計を同じくしていた遺族で、次の順位で請求できます。

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他3親等以内の親族（甥・姪・おじ・おば・子の配偶者）

未支給年金請求手続きに必要なもの

- ・請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本
- ・請求者の住民票謄本
- ・死亡者の住民票除票
- ・請求者の金融機関の預貯金通帳
- ・死亡者の年金証書
- ・請求者と死亡者の住所が異なる場合は、生計同一証明書
- ・請求者の認印
- ・請求者の本人確認ができるもの（運転免許証、保険証等）

※ 請求者以外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要となります。

※ 死亡一時金や遺族年金が発生する場合がありますので早めに市民課年金係または稲垣・車力出張所・弘前年金事務所にお尋ねください。

移動年金相談日 日時 5月27日(水)、6月24日(水)、7月22日(水) 10時～15時

場所 つがる市役所 2階相談室

※事前の予約が必要です。弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267） 弘前年金事務所 電話0172-27-1337

パソコンなど使用済み小型家電の回収をしています

パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電には、鉄や銅などのベースメタル、リチウム、チタン、マンガン、白金などのレアメタルが使われています。

市では、小型家電に使用されているベースメタルやレアメタルなどをリサイクル（再利用）するため、昨年10月から市役所庁舎等に回収ボックスを設置して家庭で不要となった使用済み小型家電を回収しています。ごみの減量化、資源化のため皆様のご協力をお願いします。

回収ボックス設置場所

- ・市役所庁舎環境衛生課
- ・柏分庁舎
- ・つがる出張所（イオンモールつがる柏）
- ・稲垣出張所
- ・車力出張所

回収できる小型家電

カーステレオ、カーナビゲーションシステム、家庭用ミシン、携帯型ゲーム機、テレビチューナー、デジタルカメラ、電気アイロン、電気照明器具、ビデオカメラ、ミキサー、CDプレーヤー ほか

縦15cm、横25cmの回収ボックス投入口に入るもの

※回収ボックスに入らない対象品目は各地区の最終処分場で回収しています

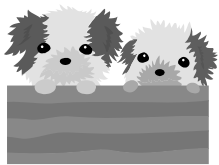
- ・木造・稲垣一般廃棄物最終処分場（木造、稲垣地区の方）
- ・森田一般廃棄物最終処分場（柏、森田地区の方）
- ・車力一般廃棄物最終処分場（車力地区の方）

【携帯電話、パソコンおよび周辺機器】は環境衛生課窓口で回収しています

通信機器	携帯電話端末、 タブレット端末	パソコン 周辺機器	ルーター、モデム、SDカード ハードディスクドライブ等
------	--------------------	--------------	--------------------------------

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの家電リサイクル法の対象品目については、これまでどおり 販売店、取扱店にご相談ください。

【問い合わせ先】 環境衛生課 電話42-2111（内線281）



狂犬病予防注射・犬の登録 森田・柏・稲垣・車力

森田地区			
月日	対象地区	実施場所	実施時間帯
5月26日(火)	勝山	自治会館前	8:30~8:40
	大館	下范バス停前	8:45~8:55
		大館バス停前	9:00~9:10
		上大館バス停前	9:15~9:25
	床舞	床舞バス停前	9:30~9:40
		原田義昭様宅前	9:45~9:55
	森田	原田護様宅前	10:00~10:10
	月見野	月見野住宅入口	10:15~10:25
	森田	消防屯所前	10:30~10:40
	山田	(旧)森田支所前	10:45~10:55
		七戸商会様前	11:00~11:10
	猫淵	研修センター前	11:15~11:25
	漆館	集会所前	13:20~13:30
	中田	木村ウメ様宅前	13:35~13:45
	吉野	お宮前	13:50~14:00
	下相野	研修センター前	14:05~14:15
		八幡宮前	14:20~14:30
	富岡	佐々木守様宅前	14:35~14:45
	上相野	研修センター前	14:50~15:00
	栄田	集会所前	15:05~15:15
	笹木・小中野	集会所前	15:20~15:30

柏地区			
月日	対象地区	実施場所	実施時間帯
5月27日(水)	小和巻	老人憩いの家前	8:30~8:45
	上派立	集会所前	8:50~9:05
	小中野	中野謙一様宅前	9:10~9:25
	下町	柏分庁舎裏駐車場	9:30~9:50
	鶴野		
	かしわニュータウン		
	上古川	古坂製材所様前	9:55~10:10
	第2岩木		
	下古川	下古川西口Y字路	10:15~10:25
		農業研修センター前	10:30~10:40
	鷺坂	岩川次郎様宅前	10:45~10:55
	稲盛	星光電器様前	11:00~11:15
	岩木		
	八重崎	集会所前	13:20~13:30
	稲盛		
	玉水	農業研修センター前	13:35~13:45
	沖范	老人憩いの家前	13:50~14:00
	末吉		
	藤岡	集会所前	14:05~14:15
	広須	老人憩いの家前	14:20~14:35
	姥島	集会所前	14:40~14:55

稲垣地区			
月日	対象地区	実施場所	実施時間帯
5月28日(木)	千年	千年集会所前	9:00~9:10
	再賀	再賀農村公園前	9:15~9:25
	語利	JAつがるにしきた倉庫前	9:30~9:40
	沖善津	沖善津屯所前	9:45~9:55
	吉出	吉出コミュニティ消防センター前	10:00~10:10
	沼館	沼館老人憩いの家前	10:15~10:25
	福富	福富集会所前	10:30~10:45
	元増	稲垣体育館前	10:50~11:10
	下野田		
	沼崎	沼崎コミュニティ消防センター前	11:15~11:25
	上野田	上豊川集会所前	11:30~11:40
	楽田	藤田隆一様宅倉庫前	11:45~11:55
	鶴見里	鶴見里集会所前	13:05~13:15
	細沼	閻龍神社前	13:20~13:30
	野末	野末集会所前	13:35~13:45
	穂積	穂積集会所前	13:50~14:00
	家調	家調集会所前	14:05~14:15
	繁范	繁田集会場前	14:20~14:35
	繁田		
	船越	石戸谷均様宅前	14:40~14:50
	下繁田	下繁田バス停前	14:55~15:05
	下派立	下派立集会所前	15:10~15:20
	前村	前村集会所前	15:25~15:30
	中派立	中派立集会所前	15:35~15:45

車力地区			
月日	対象地区	実施場所	実施時間帯
5月29日(金)	牛湍	太田商店様前	9:00~9:15
		高齢者コミュニティセンター前	9:20~9:35
		高山神社入口停留所前	9:40~9:55
		(旧)牛湍公民館前	10:00~10:15
	下牛湍	平山商店様前	10:20~10:30
		下牛湍保健福祉館前	10:35~10:45
	下車力	下車力保健福祉館前	10:55~11:05
	車力	鎌田板金様前	11:15~11:30
		車力屯所前	11:35~11:50
		工藤商店様前(派立)	13:05~13:15
	豊富	北辰商店様前	13:20~13:35
		豊富コミュニティセンター前	13:40~13:55
	富范	野宮商店様横	14:00~14:15
		富范地区簡易体育館前	14:20~14:35
		松昭商店様前	14:40~14:55
	権現	権現停留所前	15:00~15:10
	深沢	権現・深沢地区コミュニティセンター前	15:15~15:20
	清水	松晴商店様前	15:25~15:40
		(旧)清水分校跡地前	15:45~15:55

犬の飼い主の皆さんへお願い

- 犬の放し飼いは大変危険なので絶対やめましょう。
 - 犬のフンは責任をもって持ち帰りましょう。
 - 犬を玄関先につないでいると訪問者がかまれる恐れがあるので玄関から離してつないでください。
- ※飼犬が他人をかんだ場合は飼い主の責任になります。

【問い合わせ先】環境衛生課 電話42-2111 (内線284)

犬の登録料金(新規のみ)は3,000円

狂犬病予防注射料金(毎年1回)は3,100円

※未登録・未注射犬は、狂犬病予防法により20万円以下の罰金に処されます。

りんご生産者の皆さんへ

平成27年度果樹経営支援対策事業（改植・防風網等）等に係る申し込みを下記のとおり募集します。

果樹経営支援対策事業（改植実施面積 2a以上）

わい化……32万円/10a 普通樹……16万円/10a

特認事業（防風網・防霜ファン）……事業費の50%

果樹未収益期間対策事業（改植実施面積 5a以上）

20万円/10a（改植後4年間の育成経費の一部として）

新植事業（わい化・普通樹）……事業費の50%

新品種の新植および条件付新植

事業の申込受付

- ・受付日時 5月25日(月)～5月27日(水)
午前9時～午後4時
- ・受付場所 市役所2階第2会議室
- ・持参する物 事業実施する園地地番の分かる物・
通帳・通帳印・認印

【問い合わせ先】つがる市農林水産課 電話42-2111(内線411)

JAつがるにしきたつがる統括支店営農経済課 電話49-7789

農業者年金受給者の 現況届の提出について

農業者年金基金から5月下旬に郵送される現況届については、下記の日程で受け付けを行いますのでご利用ください。

受付期間

6月1日(月)から6月30日(火)

(つがる出張所では土・日曜日でも受け付けています)

受付場所

- つがる市農業委員会（柏分庁舎内）、
 - つがる市総務課、稲垣出張所、車力出張所、
 - つがる出張所（イオンモールつがる柏内）
- ※現況届の用紙への記入は、ボールペン等（鉛筆不可）でお願いします。また、住所・氏名・生年月日等は必ず記入してください。

【問い合わせ先】つがる市農業委員会事務局

（柏分庁舎内）電話25-3820

松くい虫被害・ナラ枯れの防止についてご協力ください

松くい虫被害は、マツノザイセンチュウという線虫によって松が枯れる伝染病です。また、ナラ枯れ被害は、小さな昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラ・カシワ・コナラ・クリの木が枯れる伝染病です。

これらが拡大すると、本県の自然景観や観光資源、森林資源に大きな影響を及ぼします。被害の拡大を防ぐには、葉が変色した松やナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。

自宅の庭木や街路樹、里山などで枯れた松やナラ類を見つけたら下記へお知らせください。

【問い合わせ先】つがる市農林水産課 電話42-2111（内線414）西北地域県民局林業振興課 電話0173-72-6613

新規出店者経営支援事業

新規出店に係る店舗改装費(上限100万円)および店舗賃借料の3分の2(上限60万円)を補助します

商店街のにぎわいづくりを促進するため、中心商店街等にある空き店舗を活用する新規出店者に経営支援を行います。

対象地区 市内中心商店街等（有楽町商店街、千代町商店街、木造駅前、陸奥森田駅前）

- 対象者**
- ①平成27年4月1日以降、空き店舗に入居し、かつ開業しようとする者
 - ②市内に住所または主たる事業所を有する者
 - ③小売業、卸売業、飲食業およびサービス業（対象外の業種等ございますので、詳しくはお問合せください。）
 - ④新規に12カ月以上継続して営業できる者
- ※このほかにも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

- 募集期間**
- 第1次募集…5月25日(月)～6月26日(金) → 7月審査・交付決定
 - 第2次募集…8月3日(月)～9月30日(水) → 10月審査・交付決定
 - 第3次募集…11月2日(月)～12月25日(金) → 平成28年1月審査・交付決定（予定）

【申し込み・問い合わせ先】つがる市商工会 電話42-2449 <http://www.aomorishokoren.or.jp/shokokai/tugaru/>
つがる市商工観光課 電話42-2111（内線433）

広 告

株式会社
長内土木造園

代表取締役 長内 松雄

造園工事一式

- 設計 ○施行 ○管理業務
- 整枝剪定 ○伐採 ○草刈り

〒038-3304青森県つがる市下車力町盛野83
TEL.0173-56-3131 FAX.0173-56-3132

広 告

カイロ in エステ **楽らく空** (完全予約制)

5周年記念キャンペーン実施中!!

骨盤調整+整体 4,200円を 2,000円 -1日先着
小顔矯正+エステ 12,000円を 3,500円 3名様限り

TEL 090-1490-9540 葛西すみ子

つがる市森田町床舞豊原2-7（森田公民館近く）

資格取得者
随時募集!!

ヒトとカイロのまんなかに
zenkenkai

